

不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い契約書（案）

- 1 事 業 名 不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務
- 2 売 払 い 物 品 別紙「不用パソコン一覧表」のとおり
- 3 引き渡し場所 別紙「不用パソコン一覧表」のとおり
- 4 履 行 期 限 令和8年3月31日
- 5 消去等作業費用 金 , 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 , 円)
- 6 売 買 代 金 金 , , 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 , , 円)
- 7 契 約 保 証 金 免除（県財務規則第229条第1項第4号適用）

上記の物品売払いについて、売扱人 福島県（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品売払い契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書及び別紙仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（権利業務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継し、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（消費税等の額及び端数処理）

第3条 取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額及び端数処理は、次のとおりとする。

(1) 全体の消費税等の額の端数は、その課税対象額に消費税率を乗じた額の小数点第1位以下を切り捨てる。

- (2) 消去等作業費用にかかる消費税等の額の端数は、その課税対象額に消費税率を乗じた額の小数点第1位以下を切り捨てる。
- (3) 売買代金にかかる消費税は、全体の消費税等の額から売買代金にかかる消費税等の額を減じた額とする。

(売買代金の納付)

第4条 乙は、頭書に定める売買代金を甲の発行する納入通知書により、納付期限までに福島県指定（指定代理又は収納代理）金融機関に納付しなければならない。

- 2 売買代金が福島県指定金融機関に納付されたことを甲が確認したことをもって完納とする。

(所有権の移転)

第5条 物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

(パソコン等の回収及び検品)

第6条 乙は、パソコン等を甲が指定する場所において第7条第1項のデータ滅却の完了後に回収する。

- 2 乙は、甲から回収した本件パソコン等を直ちに検品し、その内訳が前項で指定された内容と異なる場合は直ちに甲に報告する。
- 3 甲は、乙から前項に定める報告があった場合において必要がある場合は、甲乙協議して、契約の変更を行なうものとする。

(データの滅却等)

第7条 乙は、第6条第1項の回収先において、ハードディスク上のソフトウェア及びデータの消去を穿孔による物理的破壊を行うこと。

- 2 乙は、第6条に基づく検品完了後、元の所有者及び使用者を特定し得るマーキング（自治体名・ロゴマーク等）を除去する。なお、乙は、当該消去作業を実施した後、速やかに甲にその作業証明書を発行するものとする。
- 3 乙は、前項に定める業務に関する一切の責任を負担するものとし、万一パソコン等の販売又はその他の影響での処分に伴って知的所有権又は残存データの流出に関わる問題が発生した場合は、賠償問題が発生した場合を含めて乙が売主責任を含む全ての責任及び費用を負担（甲が対応に要した弁護士費用を含めた全ての費用負担を含む。）して問題の解決にあたること。

(有償延期及び遅延利息)

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に前条に定める業務の履行の完了の見

込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（業務の完了等）

第9条 乙は、第7条に掲げる業務が完了したときは、甲に対して遅延なくデータ消去作業完了報告書及び証明書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の作業完了報告書及び証明書を受理したときは、その日から起算して10日以内にその内容を検査しなければならない。

（消去等作業費用の支払い）

第10条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って消去等作業費用の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、第1項の規定による支払い請求があったときは、受理日から起算して30日以内に支払うものとする。

（甲の責めに帰すべき事由による遅延利息）

第11条 甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による引取費用の支払いが遅延したときは、乙は甲に対してその遅延日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（危険負担）

第12条 第5条の規定による売扱物品の所有権が移転した日から売扱物品の引き渡しの日までに、甲の責めに帰すことのない理由により当該売扱物品が滅失又はき損した

場合の損害は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本契約締結後、売扱物品に隠れた契約内容不適合のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることはできない。

(契約の解除権)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同上第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員

会規則第5号) 第4条各号に該当する者) に契約代金債権を譲渡したとき。

- (5) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、契約金額を限度として甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(解除に伴う返還金等)

第16条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、次項以下に定める措置をとるものとする。

- 2 乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 3 乙の負担した契約に要した費用は賠償しない。
- 4 乙が売払物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。
- 5 甲は、本契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあってもこれを賠償しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第14条の規定により契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売払物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売払物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において売払物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により損害額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙が、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合による損害賠償)

第19条 甲は、乙が、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第14条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号までのうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第16条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用は乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記

「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第23条 本契約から生ずる法律関係に基づく訴えについては、すべて甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第24条 本契約に定めのない事項又は本契約において疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約成立の証しとして本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2-16
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するためには必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報（特定個人情報を含む）の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故

が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。